

地域医療支援病院とは

| | |
|---------|---|
| 目 的 | 地域医療支援病院は、紹介患者に対する医療提供、医療機器の共同利用等の実施を通じて、かかりつけ医、かかりつけ歯科医等を支援し、効率的な医療提供体制の構築を図ることを目的としている。 |
| 根 拠 法 | 医療法第4条 |
| 承 認 要 件 | <p>以下の要件を備えた医療機関からの申請により、都道府県医療審議会の意見を聴いた上で、知事が承認する。</p> <p>1 紹介患者に対し、医療を提供する体制が整備されていること</p> <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px;"> <p>○ 紹介率80%以上 紹介率65%以上であって、承認後2年間で80%を達成することが見込まれる場合を含む。</p> <p>○ 紹介率が65%以上であり、かつ、逆紹介率が40%以上であること</p> <p>○ 紹介率が50%以上であり、かつ、逆紹介率が70%以上であること</p> </div> <p style="text-align: center;"> $\text{紹介率} = \frac{\text{紹介患者数}}{\text{初診患者数 (※)}} \times 100$ </p> <p style="text-align: center;"> $\text{逆紹介率} = (\text{逆紹介患者数} / \text{初診患者数}) \times 100$ </p> <p>(※) 初診患者のうち、地方公共団体又は医療機関に所属する救急自動車により搬入された患者、救急医療事業において休日又は夜間に受診した患者及び、自他覚的症状がなく健康診断を目的とする当該病院の受診により疾患が発見された患者について、</p> <p>2 共同利用させるための体制が整備されていること</p> <p>3 救急医療を提供する能力を有すること（次のうちいずれか）</p> <p>(1) 救急自動車により搬送された患者の数が1,000以上であること</p> <p>(2) 救急自動車により搬送された患者の数が救急医療圏（二次医療圏）人口の0.2%以上であること</p> <p>4 地域の医療従事者に対する研修を行わせる能力を有すること（年間12回以上主催）</p> <p>5 200床以上の病床を有すること</p> <p>6 集中治療室等の必要施設を有すること</p> <p>7 集中治療室等の必置施設の構造設備が省令で定める要件に適合するものであること</p> |
| 開 設 者 | <p>1 国、都道府県、区市町村、社会医療法人</p> <p>2 厚生労働大臣の定めるもの(告示) 公的医療機関(社会保険関係病院等を含む。)、医療法人(特別医療法人を除く。)、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、「エイズ治療拠点病院」又は「地域がん診療拠点病院」であり、地域支援に実績を有する病院を開設する者</p> |
| 必 置 施 設 | <p>①集中治療室、②診療に関する諸記録、③病院の管理及び運営に関する諸記録、④化学、細菌及び病理の検査施設、⑤病理解剖室、⑥研究室、⑦講義室、⑧図書室、⑨救急用又は患者輸送用自動車及び医薬品情報管理室</p> |

2 地域医療支援病院

- 医療機能の分担と連携による疾病・事業ごとの医療体制の構築や在宅療養の推進に向けて、今後も地域医療支援病院の確保に努める必要があります。

現状と課題

- 患者が身近な地域で医療を受けられるように、医療法第4条に「地域医療支援病院」が規定されており、紹介患者に対する医療提供や医療機器等の共同利用の実施等を通じて、地域医療を担うかかりつけ医、かかりつけ歯科医等を支援する能力や地域医療の確保を図るためにふさわしい設備等を有する病院について、都道府県知事が個別に承認しています。
- 平成16年には承認要件の見直しが行われ、紹介率（他の医療機関から紹介された患者を受入れた割合）に新たに逆紹介率（他の医療機関へ患者を紹介した割合）の概念も含めて規定するとともに、地域において在宅療養を推進していく観点から、平成19年4月1日より地域医療支援病院の義務として、新たに在宅医療の提供の推進に関し必要な支援を行うことが求められています。
なお、地域医療支援病院等の医療施設の体系については、国においてその在り方の検討が行われています。
- 都における地域医療支援病院は、平成10年9月に財団法人東京都保健医療公社の東部地域病院、多摩南部地域病院の2病院が地域医療支援病院として承認されて以降、平成24年10月までに合計で21病院が承認されています。

施策の方向

- 医療機能の分担と連携による医療体制の構築や地域における在宅療養の推進に当たっては、地域の中核的な機能を果たす地域医療支援病院の役割は重要であり、これからも地域医療支援病院の確保に努める必要があります。

取組のポイント

- 地域医療支援病院の確保（島しょを除く全ての二次保健医療圏において確保）